

舞鶴市優良工事施工者表彰要綱

(目的)

第1条 本要綱は、舞鶴市が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち、他の模範となる優れた工事を施工したものを表彰することにより、公共工事の品質の確保及び請負業者の技術力、施工能力の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 請負業者 本市が発注した工事の施工者で、次に掲げるものをいう。

ア 舞鶴市内に本社がある建設業者

イ 舞鶴市内に本社がある建設業者を含む特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）

(2) 工事成績評定点 舞鶴市工事成績評定要領に定める工事成績採点表の評定点合計をいう。

(優良工事)

第3条 前年度に竣工した工事のうち、工事成績評定点が80点以上のものを優良工事とする。

2 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(1) 表彰の前年度から表彰日までの間に、本市の競争参加資格の停止又は入札参加等除外措置を受けた請負業者が施工したもの。

(2) 前年度に竣工した他の工事において、工事成績評定点が54点以下の請負業者が施工したもの。

(3) その他、適当でないと認められるもの。

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 最優秀賞として、優良工事のうち工事成績評定点の最高点の工事の請負業者を表彰する。ただし、特定JVにおいては、代表者が市内業者の場合のみを対象とする。

(2) 優秀賞として、優良工事のうち、前号の工事を除く建設工事の種類毎の工事成績評定点の最高点の工事の請負業者を表彰する。ただし、特定JVにおいては、代表者が市内業者の場合のみを対象とする。

(被表彰者の審査)

第5条 前条の審査は、別に定める「舞鶴市優良工事施工者表彰審査委員会」において行う。

(表彰の方法)

第6条 市長は次のとおり表彰を行う。

(1) 最優秀賞の請負業者に盾を授与する。

(2) 優秀賞の請負業者に賞状を授与する。

(公表の方法)

第7条 公表は次のとおりに行う。

(1)最優秀賞及び優秀賞については、「市が行う説明会等」において請負業者及び当該工事の配置技術者を発表するとともに、市のホームページに掲載する。

(2)第3条において表彰の対象となった工事については優良工事として市のホームページに請負業者を掲載する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、「舞鶴市優良工事施工者表彰審査委員会」において別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年度にあつては、第3条中「前年度に竣工した工事」には、前々年度からの繰越工事は含まないものとする。